

Ⅱ 生命系共済金請求関係

【事案Ⅱ－１】災害死亡共済金請求

・平成 28 年 7 月 12 日 和解成立

<事案の概要>

契約者・被共済者である申立人の夫が河川に転落し、低体温症により死亡したため、不慮の事故によるものとして災害給付特約及び災害死亡割増特約にかかる共済金を請求したところ、被申立人が「死亡原因が凍死のみでは支払えない」との理由により支払を拒絶したことを不服として申立てがなされたもの。

<申立人の主張>

被申立人は、災害給付特約共済金及び災害死亡割増特約共済金計 2,000 万円を申立人に支払え、との判断を求める。

- (1) 被共済者である申立人の夫が忘年会に出席し、帰宅途中に河川に転落した。时期的にも周りは暗く、電灯もないため、道に上がることができなかったものと推測される。警察等の協力も得て付近を捜索していたが見つからず、翌日になって河川敷で倒れているのを発見されたがすでに死亡していた。
- (2) 死体検案では凍死とされたが、被申立人は、死亡原因が凍死の場合は災害には該当しないとして、災害給付特約・災害死亡割増特約共済金の支払いを拒絶した。
- (3) しかしながら、被共済者の体には外傷がかなりあり、かつ、低体温症により死亡したことは、不慮の事故により死亡したものと解するべきであって、被申立人の判断には不服である。

<共済団体の主張>

申立人の請求は認められない、とする判断を求める。

- (1) 被共済者の死因については、転落と推測される外傷はあったが、骨折はなく、いずれも打撲、擦過傷であり、河川敷の残雪の上に足跡が残っていることから、仮に河川または河川敷に転落したとしても、歩行が不能となるような外傷はなく、死に至るものではない。したがって、凍死が直接の死因であるものと判断する。
- (2) 災害給付特約・災害死亡割増特約共済金及び年金共済災害死亡給付金における支払要件は「災害を直接の原因として死亡したこと」であり、また「災害」とは「急激かつ偶発的な外来の事故による」ものである。

(3) 直接死因である「凍死」に至るまでには、一定程度の時間的経過が必要と考えられるから、「災害」の要件である「急激性」を欠いているものと判断する。

<裁定の概要>

凍死事案における急激性の存否について争われたが、証拠書類より本件事故態様は被共済者が橋から川に転落後、河川敷から脱出できなかつたものと認められ、予見可能性、回避可能性がなかつたことから、急激性は否定されず、不慮の事故により死に至つたものとして、審議会より両当事者に対して和解の打診を行い、被申立人が申立人に対して和解金を支払うことで両当事者合意し、和解契約書の締結をもって解決とした。